

高槻市立五領公民館ほか2館照明設備LED化改修 仕様書

1. 業務名称 高槻市立五領公民館ほか2館照明設備LED化改修

2. 履行場所 ①高槻市立五領公民館（高槻市五領町11-6）
②高槻市立如是公民館（高槻市如是町2-5）
③高槻市立阿武山公民館・図書館
（高槻市奈佐原2-11-12、1階：図書館、2階：公民館）

3. 業務目的

脱炭素社会に向け、CO2排出量等環境負荷の削減が求められているなか、公共施設等の照明をLEDへ改修することで大きなエネルギーの削減効果が見込まれる。

主要メーカーの蛍光灯生産は令和9年までに終了となることから、LEDへの切替えを行うことにより、施設の省エネ化を図ることを目的とする。

4. 業務内容

- ① 添付配灯図及び照明リストに掲げる照明器具をLED照明器具に更新
- ② ①に伴う撤去器具、廃材などの処分
- ③ 作業計画書の提出
- ④ 各書類の作成

5. 工期

契約締結日から令和9年3月10日まで

6. 一般事項

- ① 本修繕業務に係る関連法令を遵守すること。
- ② 本修繕業務は本仕様書及び下記図書に従い、適正に修繕すること。
国土交通省官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 最新版
電気設備工事監理指針 最新版
公共建築改修工事標準仕様書 最新版
- ③ 工事完了後、施設管理者又は市職員立会いの下、完了検査を行うこと。
- ④ 完了検査の指摘事項については、履行期間内に手直しを行うこと。
- ⑤ 本修繕業務により発生する撤去品、その他廃棄物の運搬・処分は関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議し取り決めること。

7. LED の仕様

- ① 原則として器具の交換とする。但し、意匠性及び器具交換による石綿含有工事となる場合、特注器具等の制作が必要となる場合に関してはランプ交換も認めることとする。
- ② 照明器具等は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」すべてに登録対応機種を持つ国内メーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に機種設定のない LED 直管ランプ等及びその他 LED 照明についても同様に上記登録対応機種を持つ国内メーカーが製造した製品とすること。）
- ③ 照明器具等は、ISO9001（品質）の認証取得工場で製造された製品とする。
照明器具等は、ISO14001（環境）の認証取得工場で製造された製品とする。
- ④ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵・調光器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑤ 照明器具の保証期間は2年とし、保証期間内については交換費用も受注者において負担するものとする。
- ⑥ 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- ⑦ 詳細については、添付「照明リスト」を参照すること。【ランプ交換】と記載しているものについては器具本体を残してランプ交換を可とする。必要に応じてバイパス工事を行うこと。
- ⑧ LED 照明器具は添付「照明リスト」の型番を参考として、要求水準同等以上のものを選定すること。
- ⑨ 一体型ベースライトに関して、電源はユニット側に内蔵されている仕様であること。
- ⑩ LED 照明器具は添付「照明リスト」に示す性能（定格光束、定格消費電力、発光効率）を有する LED 照明器具を選定し、事前に発注者の承認を得ること。なお、仕様承認については令和8年8月10日までに仕様の確認できる資料を添付して承認を得ること。要求水準同等以上の性能を満たさない LED 照明器具は原則認めないものとする。
- ⑪ 本事業は省エネ化を目的とした改修であるため、同等品を申請する場合、同等品申請書に示す全体の消費電力量を基準として選定すること。

8. 作業計画書の作成

下記の事項について発注者と十分協議を行い、作業計画書に反映すること。

- ① 安全管理確保に必要な措置
- ② 施設運営に必要な措置
- ③ エリア・部屋ごとの工程表・停電期間
- ④ 作業に伴う足場の設置場所及び設置期間
- ⑤ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等
- ⑥ 既設照明器具、廃材の撤去後の処分方法

9. 作業条件等

① 施設としての配慮

各施設は、日常的に市民が利用する施設であることから、工程や停電期間、資材置場、廃棄コンテナ、駐車スペース等については、下記の内容に十分留意のうえ、施設管理者と調整すること。

また、作業に当たっては、備品や図書館資料等への影響を十分留意すること。

② 作業時間

<五領・如是・阿武山公民館>

開館日の9時から17時を基本として、施設管理者と協議し、作業時間を決めること。

<阿武山図書館>

休館日の9時から17時を基本として、施設管理者と協議し、作業時間を決めること。

③ 休館日

<五領・如是・阿武山公民館>

年末・年始（12月29日から1月3日まで）

<阿武山図書館>

火曜日、毎月第2木曜日、年末・年始（12月28日から1月4日まで）

④ 開館時間

<五領・如是・阿武山公民館>

9時～17時15分

<阿武山図書館>

月・水・金曜日：10時～19時

木・土・日曜日、祝日：10時～17時30分

⑤ 高天井部位等

場所・高さ等の詳細は、各館の「新築時 断面図・矩計図」を参照のこと。

なお、以下の場所については足場の設置が必要と見込まれる。

<五領公民館>

2階ホール(吹抜周辺)

<阿武山公民館・図書館>

1階図書室フロア（吹抜周辺）、階段

⑥ 資材置場

各館でロビーの一角などの一定スペースを貸与。ただし、時期によっては行事等により使用できない、又は移動が必要な場合もあるため、詳細は要協議とする。

⑦ 駐車スペース・廃棄コンテナ

原則駐車スペース1台分を貸与。それ以上については、利用状況により応相談。

10. 更新前の確認

更新前の施設側の不具合については受注者の責任は問わないものとするが、下記①～④の項目について更新前にも確認を行い、発注者に報告書として提出すること。

① 設置状態確認

② 点灯状態確認

③ 絶縁抵抗測定

更新する照明回路について測定すること。

④ 照度測定

既存照明器具の照度を事前に測定すること、照度の測定位置及び測定方法については、発注者と協議の上、決定するものとする。

※上記①～④については、12. 更新後の試験と同様に行うこと

11. 作業時の注意事項

① 工事着手前に事前調査を実施した上で、発注者に更新内容の確認を行うこと。

(照明設備プロット図作成用のベース図、機器リスト等は発注者より提供)

② 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠すること。LED器具の支持については既設支持材(吊りボルト等)の再利用も含めて適切に行うこと。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこととする。必要に応じて適切な落下防止措置を行うこと。

③ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡については可能な限り清掃を行うとともに取付跡が見えないように配慮すること。

④ 照明器具位置を変更した際に器具取付穴や既存配線穴等が残る場合は、補修を行うこと。

⑤ 撤去や配置換えを行った天井面等における器具設置穴等については、適宜、補修を行うこと。(配線孔跡等についてはブランクプレート等による補修、ダウンライト等の埋込穴跡についてはリニューアルプレートによる補修を行う。)

⑥ 既存LED器具を残置とする場合は、既設ランプの色合いに合わせた器具を選定すること。

⑦ LED更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合、アスベスト

についてはみなし対応・処分を可能とする。

- ⑧ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行う。机や椅子等の移動が必要な場合については、発注者と協議すること。
- ⑨ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- ⑩ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑪ 作業に伴う電気の使用については、施設内のコンセントを使用できるものとする。
- ⑫ 別途工事や点検等が予定されている場合は、適宜、作業ヤードの取り合いや工程等の調整を行うこと。

12. 更新後の試験

LED照明に更新後、下記①～④の現地試験を行い、試験報告書として提出すること。

① 設置状態確認

各LED照明が正常に設置され、器具の脱着の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。

② 点灯状態確認

各LED照明更新後の点灯確認を行うこと。調光照明については合わせて調光の確認、人感センサー点灯については人感知による点灯の確認を行うこと。

③ 絶縁抵抗測定

分電盤の分岐回路ごとに更新前後の絶縁抵抗測定を行い、照明器具が接続された状態で1MΩを満たしていることを確認すること。但し更新前の測定で基準値以下の場合は、更新後の絶縁抵抗が更新前より低下してなければこの限りではない。

④ 照度測定

各エリア・部屋ごとに照度測定を行うこと、更新前と同じ場所で測定し、更新後の照度が同等以上であることを確認すること。ただし、照度を落とすことを協議で可とした場合はこの限りではない。各エリア・部屋の測定点については、水平面は机上面（共用部は床面）とし、壁や柱と柱の間における各空間内で1カ所程度を目途に測定とする。（広い部屋や共用部の水平面については複数点での測定を行う）

13. 提出書類

下記書類について提出のこと。なお、部数については協議により定める。

【着手時】

- ① 着手届
- ② 現場代理人及び主任技術者届
- ③ 経歴書
- ④ 施工体制台帳・再下請け通知書
- ⑤ その他発注者が必要とするもの

【着手前】 契約後速やかに

- ① 同等品申請書（必要な場合、契約後 1 か月以内）
- ② 更新するLED照明器具の承諾函
- ③ 作業計画書
- ④ 事前確認報告書
- ⑤ その他発注者が必要とするもの

【完成時】 完成後 2 週間以内目途

- ① 完了届
- ② 施工写真（施工前、施工中、完成。ただし、ランプ交換については、施工中は省略可。）
- ③ 設置状況、点灯状況確認書
- ④ 絶縁抵抗測定試験成績書
- ⑤ 照度測定試験成績書
- ⑥ 照明台帳（設置および設置場所・メーカー名・型番・型式など記載のもの）
- ⑦ 照明設備プロット図（器具仕様表記等含む）
- ⑧ 消防等の諸官庁手続き（必要な場合）
- ⑨ 現場週報・作業記録・実施工程表（左記のどれか）
- ⑩ その他発注者が必要とするもの

14. 仕様書添付書類

- ① 照明リスト（館別数量表、部屋別リスト）
- ② 電灯設備配灯図
- ③ 新築時 電気設備図面
- ④ 新築時 断面図・矩計図

15. その他

受注者又は本仕様に定める修繕業務の従事者は、発注者の法令等の違反又はそのおそれ、若しくは不当な事実を知った場合、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年高槻市規則第45号）に基づき、その事実を発注者が置く内部通報相談員に内部通報を行うことができる。なお、受注者は上記について、契約後すみやかに従事者に周知するものとする。